

大阪府ソフトバレーボール連盟規約

No.1

<p>第1章 名称及び所在地</p> <p>第1条 本連盟は、大阪府ソフトバレーボール連盟(英語表記:Osaka SoftVolleyball Federation、略称:O.S.V.F)と称する。</p> <p>第2条 本連盟の所在地は、大阪府バレーボール協会内に置く。</p>	<p>第7条 本連盟に準加盟するチームは、JVA-MRSによりチーム名を登録しなければならない。</p> <p>第8条 加盟チームは、チーム代表委員会で承認した本連盟加盟料を納入しなければならない。</p>
<p>第2章 目的</p> <p>第3条 本連盟は、大阪府内のソフトバレーボール組織を統括し、登録チーム相互の連携・協力を促進して、ソフトバレーの健全な普及発展を図ることを目的とする。</p> <p>2 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟、近畿ソフトバレーボール連盟及び大阪府バレーボール協会の加盟団体としてこれに協力する。</p>	<p>第5章 役員</p> <p>第9条 本連盟に次の役員を置く。</p> <p>① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 理事長 1名 ④ 副理事長 若干名 ⑤ 理事 若干名 ⑥ 監事 2名</p> <p>第10条 本連盟の役員は、次の方法により選出される。</p>
<p>第3章 事業</p> <p>第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>① ソフトバレーに関する各種競技会の開催 ② ソフトバレーに関する各種競技会の公認、後援及び指導 ③ ソフトバレーに関する各種指導講習会の開催及び指導者派遣 ④ ソフトバレーに関する各種国内大会へのチーム選考及び派遣 ⑤ ソフトバレーに関する競技規則の研究 ⑥ ソフトバレーに関する諸団体、関連事業の連絡調整 ⑦ ソフトバレーに関する各種調査及び研究 ⑧ ソフトバレー関係功労者の表彰 ⑨ その他、本連盟の目的達成のために必要な事業</p>	<p>① 会長は、チーム代表委員会において推薦する。</p> <p>② 副会長は、チーム代表委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>③ 理事長は、理事会の互選により理事の中から選出し、会長が委嘱する。</p> <p>④ 副理事長は、理事会の互選により理事の中から選出し、会長が委嘱する。</p> <p>⑤ 理事は、チーム代表委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>⑥ 監事は、チーム代表委員会において推薦し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>第11条 本連盟の役員の任務は、次のとおりとする。</p> <p>① 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。</p> <p>② 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>③ 理事長は、会長の命を受けて本連盟の会務を掌理する。</p> <p>④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>⑤ 理事は、理事会を構成し、業務を決議し執行する。</p> <p>⑥ 監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。</p>
<p>第4章 組織</p> <p>第5条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同するチームで構成する。</p> <p>第6条 本連盟に加盟するチームは次のいずれかの手続きをしなければならない。</p> <p>① N(全国)加盟するチームは、第8条の本連盟加盟料の納入とともに、JVA個人登録管理システム(以下「JVA-MRS」という。)によりチーム及びチーム構成員を登録しなければならない。</p> <p>② P(大阪府内)加盟するチームは、第8条の本連盟加盟料の納入とともに、JVA-MRSによりチームを登録しなければならない。</p>	<p>第12条 本連盟の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じた時は、第9条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

<p>第13条 本連盟に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長及び名誉副会長は、理事会が提案し、チーム代表委員会において承認する。</p> <p>3 顧問及び参与は、ソフトバレーボールで功労のあった者の中から理事会の推薦により選出し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>4 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べる。</p> <p>5 参与は、理事会の諮問に応じ、意見を述べる。</p> <p>第14条 本連盟に委員を置くことができる。</p> <p>2 委員は、大阪府内でソフトバレーボールにおいて顕著な活動をしている者の中から、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、第12条を準用する。ただし、欠員補充ではなく任期途中の新規委嘱にあつては、その任期は役員の当該任期期間の末日までとする。</p> <p>4 委員は、本連盟の実施事業が円滑に遂行するため、これに協力する。</p>	<p>3 チーム代表委員会は、チーム代表委員及び第9条に定める役員が出席しなければならない。ただし、チーム代表委員以外の出席者は、議決権を有しないものとする。</p> <p>4 チーム代表委員会の議長は、チーム代表委員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。</p> <p>第18条 理事会は、本連盟の業務について議決し執行する。</p> <p>2 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・理事をもって構成する。必要に応じて会長が招集するほか、理事会構成員の2分の1以上の要求があつたときは臨時に招集することができる。</p> <p>3 理事会は、会長が招集し、その議長を務める。</p> <p>第19条 運営委員会は、本連盟の常務を処理執行する。</p> <p>2 運営委員会は、理事長、副理事長及び各専門部の部長をもって構成する。理事長が招集し、その議長となる。なお、必要に応じて他の役員の出席を求めることができる。</p>
<p>第6章 チーム代表委員</p> <p>第15条 本連盟に、チーム代表委員を置く。</p> <p>2 チーム代表委員は、第5条に定める加盟各チームが指名する各チームの構成員とする。</p> <p>3 チーム代表委員は、第9条の役員または第14条の委員を兼ねることはできない。</p> <p>4 チーム代表委員は、本連盟が開催するチーム代表委員会に出席しなければならない。</p>	<p>第20条 企画委員会は、本連盟の人事案件、運営基本方針、重要事項について処理する。</p> <p>2 企画委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長をもって構成する。会長が招集し、その議長となる。</p> <p>第21条 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>
<p>第7章 会議</p> <p>第16条 本連盟に次の会議を置く。</p> <p>① チーム代表委員会 ② 理事会 ③ 運営委員会 ④ 企画委員会</p> <p>第17条 チーム代表委員会は、本連盟の基本方針、予算、決算、その他重要事項を審議し承認する。</p> <p>2 チーム代表委員会は、毎年1回定時にこれを開催する。ただし、チーム代表委員の2分の1以上の要求があつたとき及び会長が必要と認めるときは臨時にこれを招集することができる。</p>	<p>2 会議に出席できない者は、文書又はその他の方法によって他の者に委任することができる。その場合は出席と見なす。</p> <p>第8章 専門部</p> <p>第22条 本連盟は、事業執行の機関として次の専門部を置く。</p> <p>① 総務部 ② 指導普及部 ③ 競技部 ④ 審判部</p> <p>2 専門部の事務分掌は、別に定める。</p> <p>3 本連盟の事業を執行するために新たな部を設置する必要が生じたときは、理事会の承認を得て設置することができる。ただし、事後においてチーム代表委員会に報告しなければならない。</p>

<p>第9章 会計</p> <p>第23条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。</p> <p>① 加盟分担金 ② 競技会参加料 ③ 寄付金 ④ その他</p> <p>第24条 本連盟の会計期間は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。</p> <p>2 本連盟の収支決算は、会計期間終了後速やかに監事の監査を受けた後、理事会の議を経てチーム代表委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 翌年度の予算は、理事会の議を経てチーム代表委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第25条 本連盟に加盟するチームの登録料の額は、理事会において決定し、チーム代表委員会において承認する。</p>	<p>第11章 附則</p> <p>第27条 本連盟は、日本ソフトバレーボール連盟、近畿ソフトバレーボール連盟及び大阪府バレーボール協会に加盟する。</p> <p>第28条 本連盟の規約は、平成13年4月20日からこれを施行する。</p> <p>本連盟の規約は、平成17年4月1日からこれを施行する。</p> <p>本連盟の規約は、平成18年4月5日からこれを施行する。</p> <p>本連盟の規約は、平成19年4月4日からこれを施行する。</p> <p>本連盟の規約は、平成29年10月1日からこれを施行する。</p> <p>本連盟の規約は、令和2年5月30日からこれを施行する。</p>
<p>第10章 規約の改廃</p> <p>第26条 本規約を改正し、又は廃止するときは、理事会の議を経た後、チーム代表委員会の3分の2以上の同意を必要とする。</p>	

大阪府ソフトバレーボール連盟登録規定

<p>第1章 加盟登録</p> <p>第1条 本連盟に加盟するチームは、この規定に定めるところにより、チーム名等必要事項を登録しなければならない。</p> <p>2 本連盟に加盟するチームは、大阪府バレーボール協会、日本ソフトバレーボール連盟、(公財)日本バレーボール協会にも加盟することになる。</p> <p>3 本連盟に加盟するチームは、N加盟もしくはP加盟のいずれかの区分で登録しなければならない。</p> <p>第2条 前条2項のN加盟チーム、P加盟チームの定義は次のとおりとする。</p> <p>① N加盟チームは、大阪府内だけでなく全国フェスティバル、近畿ブロックフェスティバルの出場を目指すチーム。</p> <p>② P加盟チームは、大阪府内の大会参加を活動の中心に置くチーム。</p> <p>第3条 N加盟チームの構成員は、原則として、同一都道府県内で1チームの登録とするが、(公財)日本バレーボール協会メンバー登録システム(以下「JVAMRS」という)により、一人3チームまで登録することができるものとする。</p> <p>2 N加盟チームの構成員は、原則として18歳以上(年齢基準は当該年度の4月1日とする)を対象とする。</p>	<p>2 前項の個人の登録の効力は、新規、追加または変更のいずれも登録手続きが完了した日から発生するものとする。</p> <p>第8条 加盟チームの代表者名及びチーム名の変更は、原則として当該年度中は認めない。</p>
<p>第2章 加盟登録の手続き</p> <p>第4条 本連盟への加盟登録の手続きは次のとおりとする。</p> <p>① N加盟チームは、JVAMRSによりチーム登録並びにチーム構成員の個人登録をした上で、本連盟規定の加盟料を納付する。</p> <p>② P加盟チームは、JVAMRSによりチーム登録をした上で、本連盟規定の加盟料を納付する。</p> <p>2 本連盟加盟料は、原則として4月に開催する伝達講習会で納付することとするが、年度を通じて随時受け付けるものとする。</p> <p>第5条 登録の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、前条2項以降に加盟登録の手続きを行った場合は、その手続きが完了した日から発生するものとする。</p> <p>第6条 一人の代表者名で、何チームでも加盟登録できる。ただし、それぞれのチームごとに、加盟登録の手続きをしなければならない。</p> <p>第7条 N加盟チームの構成員に登録の追加または変更が生じた場合は、JVAMRSにより手続きを行わなければならない。</p>	<p>第3章 大会参加</p> <p>第9条 本連盟が主催・共催する大会等に参加するときは、当該大会が定める参加費を出場チームごとに納入しなければならない。</p> <p>第10条 加盟チームは、同一大会に一種別について複数チーム出場できるものとする。また、一人の選手は同一大会に一種別に限り出場できるものとする。ただし、当該大会の要項により認められている場合はこの限りではない。</p> <p>第11条 加盟チームには、日本バレーボール協会主催のリーダー養成講習会を受講してリーダーの資格を取得した者、または、本連盟主催の講習会を受講した者が二人以上いなければならない。新規に加盟登録して前記の有効資格者がいない場合は、その年度内に二人以上資格を取得するよう努めなければならない。なお、加盟チームの代表者又はそれに替わる者は、当該年度の本連盟主催の講習会を必ず受講しなければならない。</p> <p>2 加盟チームは、同一競技会に出場させるチーム数の如何にかかわらず、それぞれのチームに配置する前項の有効資格者の人数は別に定める。</p>
<p>第5条 登録の有効期間は、その年の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、前条2項以降に加盟登録の手続きを行った場合は、その手続きが完了した日から発生するものとする。</p> <p>第6条 一人の代表者名で、何チームでも加盟登録できる。ただし、それぞれのチームごとに、加盟登録の手続きをしなければならない。</p> <p>第7条 N加盟チームの構成員に登録の追加または変更が生じた場合は、JVAMRSにより手続きを行わなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>第12条 本連盟に準加盟の区分を設ける。</p> <p>2 準加盟チームは、JVAMRSのチーム登録の手続きをしなければならない。</p> <p>3 準加盟チームは、JVAMRSを通じて本連盟から主催大会その他の連絡を直接受けることができる。</p> <p>第13条 本規定に定めた以外の事項については、日本ソフトバレーボール連盟登録規定に従うものとする。</p> <p>この規定は、平成13年4月20日から施行する。 この規定は、平成14年4月 1日から施行する。 この規定は、平成16年4月 1日から施行する。 この規定は、平成17年4月 1日から施行する。 この規定は、平成21年4月 1日から施行する。 この規定は、2019年4月 1日から施行する。 この規定は、2020年5月30日から施行する。</p>